

2026年5月1日
東京MOU事務局

2025年年次報告書を公表

～航行停止処分が3.53%と以前高く、前年に引き続き10年前の水準～

東京MOU事務局では、1年間の東京MOUの活動状況や加盟当局のポート・ステート・コントロール(PSC)の実施結果等を取りまとめた年次報告書を毎年公表しています。

今般、2025年の年次報告書(Annual Report 2025)を取りまとめ、英文ウェブサイト(<http://www.tokyo-mou.org>)に掲載、公表しました。

2025年年次報告書に掲載した2025年のPSC検査結果は、以下のとおりです。

1. 要点

- 航行停止処分率が3.53%と、COVID-19パンデミック前の水準と比べると依然高く、10年前(2015年)の3.67%と同様の高い処分率となりました。
- また、Under-performing ships(過去1年に3回以上航行停止処分を受けた船舶)についても52隻(2024年50隻)と引き続き2014年の61隻に匹敵する高水準となりました。
- COVID-19パンデミック後の傾向として、このようなサブスタンダード船の増加が顕著に表れており、改善に向けての関係者の取り組みが不可欠です。

2. 2025年のPSC検査実施結果

(1) 概況

2025年(1～12月)の域内のPSC検査(初回検査)は、111の旗国の19,980隻に対して、総数で35,546件実施しました(対前年(32,054件)比10.9%増)。35,546件の検査のうち、23,230件の検査で不適合が確認・指摘されました。なお、2025年には30,046隻の外国船舶がアジア太平洋域内の港に寄港したと推定されるので、同年における域内全体の検査実施率は約66%となります。

(2) 不適合指摘数

指摘された不適合総数は90,168件と検査件数の増加もあり前年(77,526件)より16.3%増加しました。検査1件当たりの不適合指摘数は2.5件となります。指摘された不適合を範疇ごとに見ると、火災安全措置が最も多く、次いで、救命設備、労働及び生活条件及び航行安全関係でした。

(3) 航行停止処分件数

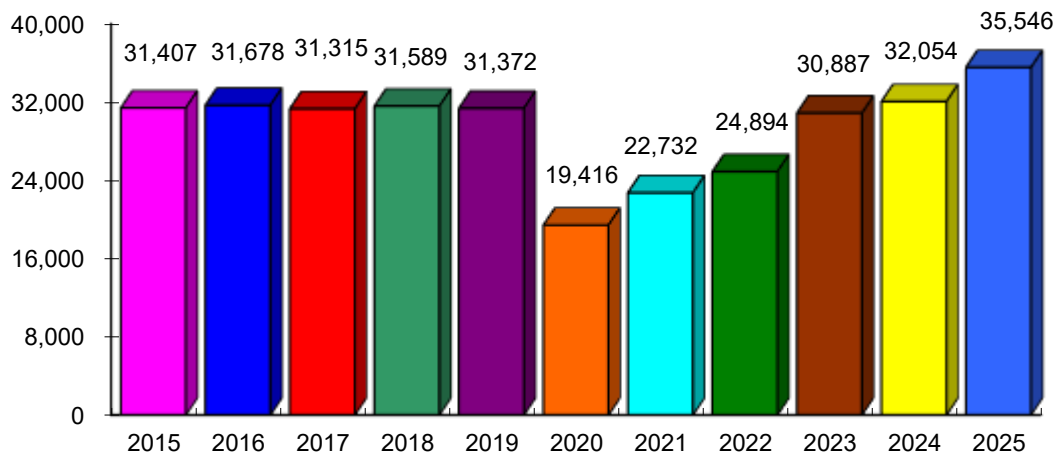
航行停止処分件数は、73 の旗国に係る 1,255 件（前年 1,189 件）と前年に比べ 5.6%増加しました。航行停止処分の要因としては、固定式消火装置に関する不適合、ISM コードに関する不適合及び救命艇に関する不適合が最も多いものとなっています。

(4) 旗国パフォーマンス

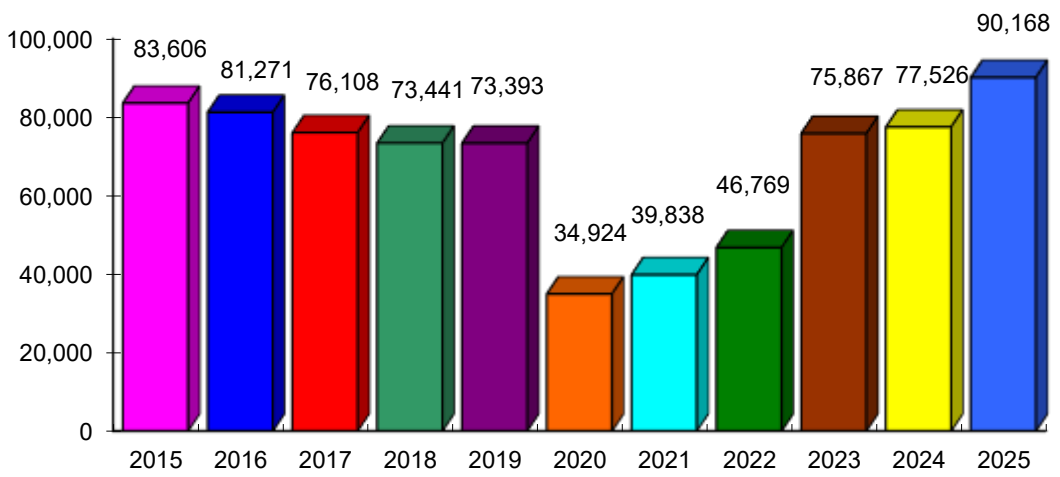
登録船舶の航行停止処分率の平均値（過去 3 年間）を基に旗国のパフォーマンスを統計処理により算出しその結果に応じ、Low/Medium/High Performance に分類した表を毎年の年次報告に掲載し、検査対象船舶の選定に活用しています。今回、Low Performance となった国は 15 か国と前年（13 か国）から増加しました。ワースト 1 位はガンビアとなり、セントクリストファー・ネイビス、カメルーン、トーゴ、タンザニアがこれに次いでいます。

(5) RO パフォーマンス

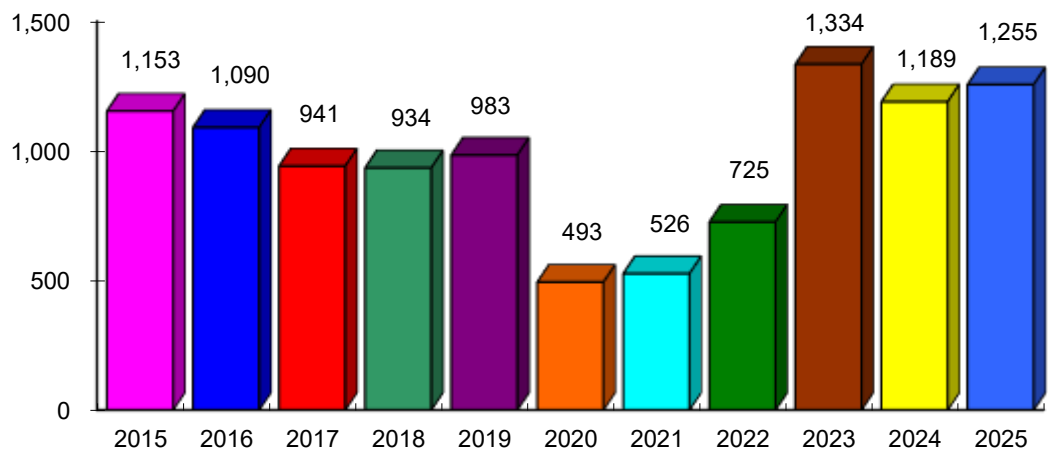
RO（認定検査機関）に対する評価では、“low”が‘Cosmos Marine Bureau’、‘Union Bureau of Shipping’及び‘Asia Shipping Certification Services’の 3 機関（前年 2 機関）で、“medium”及び“high”がそれぞれ 11 機関（前年 12 機関）及び 17 機関（前年同）でした。



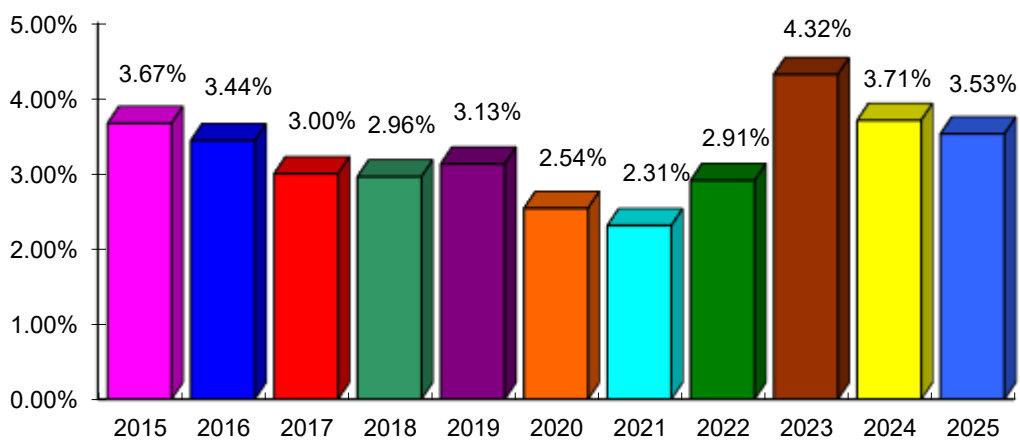
PSC 検査件数の推移



不適合指摘数の推移



航行停止処分件数の推移



航行停止処分率の推移

お問合せ先

(公財) 東京エムオウユウ事務局

03-3433-0621

担当：石原・寧 (ニン)

Editor's note

東京MOU：ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定（Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region）の略で、P S Cを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2026年5月1日現在、以下の22の当局がメンバーとなっている。また、7の当局及び10のI G Oがオブザーバーとなっている。事務局は東京、データセンター（A P C I S）はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、メキシコ、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム

オブザーバー：カンボジア、北朝鮮、マカオ（中国）、サモア、ソロモン諸島、トンガ、USC G、IMO、ILO、パリMOU、インド洋MOU、黒海MOU、リヤドMOU、カリブ海MOU、アブジャMOU、地中海MOU、Viña del Mar Agreement（南米MOU）

ポート・ステート・コントロール（P S C）：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。海上安全、海事保安、海洋環境保護、船員の作業・居住条件に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい不適合が認められた場合には、航行停止処分（detention）を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。

以上